

令和8年度埼玉版FEMAシナリオ作成等業務委託 仕様書

1 委託業務の目的

本業務は、埼玉版FEMAにおける危機や災害ごとに対処すべきシナリオを作成し、そのシナリオに沿った図上訓練（検討会方式）を関係機関と共に繰り返し実施し、専門的な知識を有する様々な官民の機関を連結し、県の災害対応力を高めることを目的とする。

2 契約主体

埼玉県知事

3 契約期間

契約締結日から令和9年3月26日まで

※原則として、電子契約にて行う。

4 業務内容

本業務は、シナリオの作成、シナリオに基づく図上訓練の実施及びそれらに関連する調査を行うものであり、これを防災・危機管理に関する専門的知見や経験を有する者に委託することで、効率的かつ効果的に実施するものである。

(1) 災害及び危機事案（県民の生命、身体、財産に重大な被害を及ぼす事件、事故等）ごとに対処すべきシナリオの作成

これまでに作成したシナリオを参考に、災害及び危機事案ごとに対処すべきシナリオを作成する。

ア 取り扱う危機や災害と対処事項

令和8年度に取り扱う危機・災害及び対処事項は、委託者と協議して決定する。
なお、以下とおりの目的に応じて危機・災害及び対処事項を取り扱う予定である。

目的	昨今発生した危機・災害を踏まえた新たなシナリオ	関係機関との連携強化	既存タイムラインの充実
対処事項	事故災害【危機事案】	関係機関（協定締結事業者、ボランティア団体）や市町村、国現地対策本部などとの情報連携について検討する。	今まで取り扱った災害（地震や風水害）のうち、訓練対象としていない空白の時間帯を対象とする
	複合災害【台風・地震】		
	災害ボランティア団体との連携【地震】		

イ 調査、情報収集等の実施

必要に応じ、関係機関（国、県、市町村、消防、警察、自衛隊、ライフライン事業者等の関係者をいう。以下、同。）への照会やヒアリング、事例調査、文献調査、専門家への意見聴取等を行い、シナリオ作成に必要な情報を収集すること。

ウ シナリオの作成

収集した情報を基に、以下のシナリオを作成すること。なお、シナリオは図上訓練で使用することに留意して作成すること。

【シナリオの種類】

(ア) 訓練シナリオ

- ・ 投影スライド（PowerPoint 形式）
- ・ 質問事項一覧表（Excel 形式）
- ・ 訓練シナリオ（Word 形式）

(イ) 役割分担表

(ウ) タイムライン・チェックリスト

※(イ)(ウ)は、過年に作成したデータを基に更新することを原則とする

(2) 図上訓練（検討会方式）の実施

作成したシナリオに基づき、委託者へ協議の上、関係機関が参加する図上訓練（検討会方式）（以下「訓練」という。）を調整、実施すること。

訓練の実施回数は6回程度、1回の参加人数は50人（対面30人、Web20人）程度を想定している。

【実施回数の考え方】

- ・ 1つのシナリオについて、1回の訓練で全ての検討部分・参加機関を取り扱い、これを1回と考えることを原則とする。
- ・ 1つのシナリオについて、検討部分や参加機関を分けるなど、複数回に分けて実施した場合は、まとめて1回と考える。
ただし、参加機関の習熟度等を勘案し、複数回に分けて実施することが効果的である場合などはこの限りでない。
- ・ 1つのシナリオについて、被害・対処事項は同じだが、対象地域を変えるなどにより、参加機関を変えて実施した場合は、それぞれで1回と考える。

ア 訓練の準備

訓練実施に先立ち、資料や物品等の準備を行うこと。

- ・ シナリオのうち、投影シナリオ、役割分担表およびタイムラインは、参加者に対して事前に配布できるよう、訓練の前に資料を作成すること。
- ・ 出席者名簿、当日スケジュール、会場レイアウト図、アンケート等、訓練に付随する資料の作成、準備
- ・ その他参考資料の作成、準備
- ・ ウェブカメラや文房具等、訓練で使用する物品の準備

イ 参加者の調整

訓練への参加者に対し、実施連絡や出席者の照会等を委託者と分担して行うこと。

ウ 当日の運営

訓練前は会場設営や受付を行うこと。また、訓練中は進行役（ファシリテーター）を主として担うこと。また、訓練風景の撮影や出席者へのフォローなど、進行補助を行うこと。

進行役（ファシリテーター）については、必要に応じ専門家等に依頼するなど、より効果の高い訓練運営とすること。

また、Webによる訓練参加又は訓練の視聴ができるようにすること。

エ 訓練後の事務

訓練実施後、訓練の概要や出席者、アンケート結果等を取りまとめ、訓練結果報告書を作成すること。また、訓練で出た意見等をシナリオへ反映し、訓練結果報告書とともに参加者へフィードバックすること。

(3) 専門家への意見聴取機会の提供

専門家への意見聴取の機会を提供すること。意見聴取する専門家や内容は委託者と協議し決定する。なお、意見聴取に当たり謝金等を要する場合には、受託者が負担すること。

(4) 成果品の提出

本業務完了時に、受託者は成果品として以下のものを提出すること。

	成果物	提出形式
1	災害被害・対処事項ごとのシナリオ	電子データ 紙1部
2	委託事業報告書	電子データ 紙1部
3	図上訓練結果（記録写真データ）	電子データ

5 その他注意事項

- (1) 企画提案した内容については、業務を進める中で、委託者と受託者で協議を行った上で、修正や変更を行う場合がある。
- (2) 受託者は、本訓練の目的を踏まえ、災害対策基本法及び災害救助法等の関係法令並びに埼玉県地域防災計画及び関係機関の策定する防災計画等を把握し、業務に反映すること。
- (3) 記録用に適宜写真や映像を撮影し、委託者に電子データで納品すること。また、撮影した写真や映像の権利は委託者に帰属するものとする。
- (4) 受託者は、本業務に専門的に対応できる担当者2名を選出し、委託者と密接に連絡調整を行うとともに、適宜、打合せを行うこと。打合せは対面とWebのどちらでも構わない。また、打合せの資料及び会議録を作成すること。なお、作成に係る費用は受託者が負担すること。
- (5) 委託者の指示に従って事業の実施結果報告書を作成すること。

6 スケジュール

本業務のスケジュールは概ね下表を想定しているが、詳細は受託者と県で協議により決定する。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
委託候補者選定	プロポーザル →											
委託契約締結		契約締結 ↔										
図上訓練実施				第1回 ↔	第2回 ↔	第3回 ↔	第4回 ↔	第5回 ↔	第6回 ↔			

7 委託業務実施に当たっての留意点

- (1) 著作権の取扱い
受託者は、成果物の著作権（著作権法第27条及び第28条記載の各権利を含む）を委託者に譲渡するものとし、著作権人格権を行使しないものとする。
- (2) 第三者が権利を有する著作物
納品される成果物に第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物」という。）が含まれる場合には、受託者は当該既存著作物の使用に必要な経費の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行うこと。また、著作権関係の紛争が生じた場合、一切を受託者の責任において処理するものとする。
- (3) 定めのない事項等
本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に関し疑義が生じたときは、遅滞なく委託者と協議して定めるものとする。